

第 1 号訪問事業運営規程

セイワ若松ホームヘルプステーション

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人清和園が開設するセイワ若松ホームヘルプステーション（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 セイワ若松ホームヘルプステーション
- 二 所在地 千葉市若葉区若松町 792-1

(職員の職種、人数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1 名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算 2.5 名以上
訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前7時から午後7時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第6条 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護相当サービスを提供した場合利用料の額は、千葉市長が定める基準によるものとし、訪問介護サービスが法定代理受領サービスである場合は、保険者が定める利用者負担の割合の額とする。

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定介護予防訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。
- 一 事業所から、片道おおむね 25キロメートル未満 500円
 - 二 事業所から、片道おおむね 25キロメートル以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員は、訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、千葉市、習志野市の地域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討

する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 虐待発生の防止に向け、定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

- 2 虐待防止委員会を設ける。
- 3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
- 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(身体的拘束等の適正化)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を禁止する。

- 2 身体的拘束を行う場合には理由と実施状況を記録し保存する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 訪問介護相当サービス事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 月1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清和園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月27日一部改正し、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月22日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月27日一部改正し、令和8年4月1日から施行する。